

<p>福岡県公立高等学校PTA連合会</p> <h1>速報</h1>	<p>令和6年度 号外</p> <p>発行者 福岡県公立高等学校PTA連合会</p> <p>〒812-0044 福岡市博多区千代1-2-4</p> <p>福岡生活衛生食品会館3F</p>
------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

令和6年度 教育委員会陳情に関する対談会報告（概要）

〈 陳 情 〉

陳情日時 令和6年9月4日（水） 10:30～11:00

〈 対談会 〉

対談日時 令和6年10月28日（月） 10:30～11:30

対談場所 吉塚合同庁舎5階 503会議室

出席者 県高P連 会長、副会長、顧問、評議員、事務局
県教委 教育監、関係課長（又は課長補佐）他関係職員

福岡県公立高等学校PTA連合会

住 所 : 福岡市博多区千代1丁目2番4号
福岡生活衛生食品会館 3F

電 話 : 092-641-8747

FAX : 092-641-8948

メール : kou-p-ren-fukuoka@io.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://fukuoka-koupren.org/>
(ホームページにも掲載)

陳情内容 内に示す5項目について陳情

☆ 陳情についての対談内容

1 保護者経費負担の軽減(教育活動を充実するための財政措置)について

- (1) 公立高校授業料無償化(重点)
- (2) 奨学金給付制度の充実
- (3) 校納金振込手数料無料の継続

(1) 財務課

- ※ 国は、平成26年度から、高等学校へ入学する生徒に係る授業料を実質無償化とするため、就学支援金を支給する制度を導入している。
- ※ 県教育委員会は、教育の機会均等は国が責任をもって行うべきと考えており、毎年、国に対して、保護者の家計負担軽減となるよう、就学支援制度の充実を要望している。
- ※ 校納金については、保護者の家計負担軽減の観点からも必要最小限とすべきと考えており、毎年、県立学校長に対して文書で通知するとともに、事務長に対して直接説明する等、コスト意識の徹底や必要最小限の額への見直しに努めるよう、指導している。

(2) 財務課・社会教育課

- ※ 国は、平成26年度から、高等学校へ入学する生徒に係る授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得世帯に対する奨学給付金制度を導入しており、所得に応じた教育費の負担軽減が図られていると考えている。
- ※ 県教育委員会としては、制度が更に充実されるよう、毎年、国に対して、非課税世帯第一子の支給額の引き上げ等について要望している。
- ※ 本県では、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を無利子で貸与する公益財団法人福岡県教育文化奨学財団に助成を行っている。
- ※ 引き続き、事業実施に必要な予算の確保に努めるとともに、奨学金事業の円滑な運営を図っていきたい。

(3) 財務課

- ※ 校納金振込手数料については、保護者の家計負担軽減の観点から、県費負担を継続している。

- 2 教育環境の整備・充実について
- (1) 空調設備整備の促進(特別教室・実習室・食堂)(重点)
 - (2) 空調機器の適切な更新(重点)
 - (3) 食堂の充実
 - (4) ICT環境の整備促進(無線LAN環境含む)(重点)
 - (5) 体育館等運動施設の整備および更新(重点)
 - (6) 外部指導者の導入拡大
 - (7) 公立高校に対するイメージ調査とPR活動
 - (8) 交通の便が悪い学校へのスクールバスの導入(重点)
 - (9) トイレ環境の整備(重点)

(1) 施設課

※ 特別教室に空調設置については、これまで遮音性の確保が必要な音楽室や機器の熱源対策が必要なパソコン教室、調理に関する専門課程のある学校の調理実習室などを優先して整備を進めてきたところである。

※ 今後は、各部屋の使用頻度や学校要望を踏まえ、順次整備を進めていく必要があると考えている。

※ 計画的な整備が図れるよう予算確保に努めるとともに、設置・更新などの経費について全国知事会等を通して要望を行っているところであり、今後も必要な予算の確保に努めていく。

※ 食堂の空調設備については、給食を提供する学校において優先的に整備を進めており、その他の学校は、利用実態や必要性等を総合的に勘案し、引き続き研究を進めていく。

(2) 施設課

※ PTAから県に移管された空調機器については、改築工事や改造工事に合わせて更新を行っている。

※ 空調機器が故障した場合は、その都度学校に予算を配付し、極力授業等に支障のないよう、速やかな対応に努めている。

※ 今後も、計画的な更新が図れるよう予算確保に努めるとともに、必要な経費について全国知事会等を通して国へ要望を行っていく。

(3) 施設課

※ 高等学校の食堂は、県が学校施設の使用を許可することで、食堂業者が営業を行っている。

※ 一般の飲食店と異なり、高等学校の食堂は、営業日数、営業時間や利用者が限定されているといった特有の事情があることから、これまでも使用料等の減免を行ってきた。

※ 近年の食堂業者の経営悪化や新型コロナウイルス感染症への対応として、光熱水費は、令和2年8月から50%の減免を実施し、施設使用料は、令和3年4月から減免率93%から96%に、共益費を50%から全額免除とし、令和4年4月からは、食堂業者が直接契約していたガス代を県契約に変更し 50%の減免とすることで、食堂業者の更なる負担軽減を図っているところである。

※ 食堂業者の負担軽減に向けた方策については、引き続き関係課と協議していく。

※ 食堂が安定した経営をしていくためには、まずは職員が率先して食堂を利用するなど、利用率向上に向けた学校の協力も必要と考えている。

※ 食堂の空調設備については、給食を提供する学校において優先的に整備を進めており、その他の学校は、利用実態や必要性等を総合的に勘案し、引き続き研究を進めていく。

(4) 施設課

※ 県立高校におけるICT環境の整備については、令和2年度にオンライン授業用のソフトウェア(ZOOM)、WEBカメラやマイク等を整備し、令和4年度に1人1台端末の整備が完了したところである。

※ 無線LAN環境も令和2年度に整備をしており、1人1台端末の活用状況に応じ適宜、回線の増強を実施している。

※ 今後とも必要なICT環境の整備を行っていく。

(5) 施設課

※ 体育館など屋内運動施設の整備については、平成30年3月に策定した「福岡県立学校長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、計画的に取り組んでいるところであり、中学校併設校における屋内運動施設の増設、拡張については、県立学校施設全体の中で、緊急性・必要性等を総合的に勘案し、検討していきたい。

※ 照明や防球設備等の整備については、学校との個別協議により、適時適切に対応していく。

(6) 体育スポーツ健康課

※ 学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減に資するため、平成30年度から「福岡県部活動指導員配置事業」を実施しているところである。

※ 単独での指導や引率を行うことができる部活動指導員(文化部活動を含む)を各県立学校に対し、平成30年度は1名、令和元年度は2名、令和2年度以降は3名配置できるよう予算措置を行っている。

(7) 高校教育課

※ 魅力ある高校づくりのため、中学校、生徒・保護者の意見等を把握し、改善に役立てることは重要であると考えている。

※ 県教育委員会では、令和3年12月に県内の公立中学校から抽出した39校の中学生、保護者にアンケートを実施したほか、各学校においても、在籍生徒の満足度調査をはじめとするアンケートを実施するなど、生徒や保護者等のニーズの把握に努めている。

※ 今後は、アンケート結果や関係者からの様々な声も踏まえながら、学校教育活動の一層の充実に取り組むことはもとより、学区内の高校の協働による広報活動(合同学校説明会の実施、共通パンフレットの作成等)、HPやSNSなどオンラインツールをはじめ、あらゆる機会を通じて、県立学校の特色ある活動の発信を進める。

(8) 高校教育課

※ 高校段階では、通学手段の確保を含め就学の保障が求められる義務教育段階と異なり、保護者団体が独立してスクールバスを運行することになるものとする。

※ 県費によるスクールバス導入については、県の財政状況が厳しいことに加え、スクールバスの運行がなされない地域の生徒との公平性の確保などの課題があり、慎重に検討する必要があると考えている。

※ 今後とも生徒の通学の利便性向上に向けて、様々な角度から研究していく。

(9) 施設課・財務課

※ トイレの環境整備(乾式化、洋式化)については、平成30年3月に策定した「福岡県立学校長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき実施する、改築や改造工事等に併せて、計画的に取り組んでいるところである。

※ トイレ整備をする際に、温水洗浄便座については、バリアフリートイレ(多目的トイレ)に設置しており、擬音装置については、女子トイレに設置することとしている。

※ 県立高校については、当課が示す予算の範囲内で各学校において必要な年間予算を積算しており、トイレの清掃等の委託も、この年間予算の中で対応していただいている。

※ そのため、トイレ清掃等の委託に要する経費が必要な学校については、当該経費を見込んだ上で年間予算を積算していただくようお願いする。

3 健全育成(生徒指導を含めて)の充実について

(1) スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーの全校配置および配当時間拡大(重点)

(2) 薬物乱用防止教育の徹底と青少年健全育成の推進

(3) 自転車事故防止のための安全教育の徹底

(1) 高校教育課

※ スクールカウンセラーは、令和2年度から全ての県立高等学校へ配置している。

※ スクールソーシャルワーカーは、現在拠点校12校(うち4校にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー)に配置し、全校を支援できる体制を構築している。

※ 生徒の抱える課題は年々多様化・複雑化しており、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの果たす役割が大きくなっている。

※ 現在、これらの専門人材については、各学校の不登校や中途退学等の実態に応じて効果的な運用になるように配置しているところであり、配置時間や配置人員の拡充等について、今後も様々な機会を捉えて国への要望を継続して行い、学校における教育相談機能の充実に努めていく。

(2) 体育スポーツ健康課

※ すべての公立学校に対し、薬物乱用防止教育を体育科・保健体育科の時間はもとより、特別活動や総合的な学習(探究)の時間など学校の教育活動全体で取り組むとともに、薬物乱用防止教室を年間指導計画に位置付けるよう指導している。

※ また、薬物の危険性に関する教育及び啓発を進める上で、学校薬剤師をはじめ警察職員や麻薬取締官等の専門的知識を有する外部講師を招聘した「薬物乱用防止教室」を、各学校において年1回以上開催するよう指導している。

※ 福岡県薬物乱用対策推進本部作成の福岡県薬物乱用防止講習会講師団講師名簿を積極的に活用するよう紹介している。

※ 政令市を除く公立学校を対象とした「薬物乱用等防止教育指導者養成研修会」を実施し、未成年者による薬物乱用(近年では大麻乱用事案の増加等)に関する情報提供及び児童生徒が自ら薬物を断ることができる実践力を育成するため、多様な指導法(参加体験型等)の工夫を図るよう指導している。

※ 加えて、県警等関係部局と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への児童生徒への参加要請や、資料の配付を行い、薬物乱用防止に係る取組の推進に努めている。

※ 今後も引き続き薬物乱用防止教育の充実を図っていく。

(3) 高校教育課

※ 毎年3月に発出している「学校安全の充実について」の通知において、警察や交通安全協会等の関係機関と連携して年1回以上の交通安全教室を実施するとともに、交通安全教室への保護者の参加を促している。

※ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」により、自転車保険への加入が義務付けられていることを周知している。

※ 夏季、冬季、学年末の長期休業前には毎回「長期休業日における生徒指導上の留意点」の通知を発出し、交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、あらゆる機会を通じて交通安全指導を実施するように指導している。

※ 教員の交通安全教育に関する資質向上のため、毎年10月に「自転車安全教育指導者講習会」(任意参加)を実施し、自転車に対する正しい知識や自転車交通安全教育における指導方法に関する講習を実施している。

※ 道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車乗車用ヘルメットの着用が年齢に関わらず努力義務とされたことを受け、「自転車乗車用ヘルメット着用に係る高校生への指導について」の通知を発出し、ホームルーム、全校集会、交通安全教室等において、自転車乗車用ヘルメット着用をはじめとした自転車安全利用の指導を実施するように指導している。

※ 高校生自身によるヘルメット着用促進活動の一つとして、福岡県警察主催の「高校生自転車ヘルメット着用促進リーダーズグランプリ」の周知をしている。

4 教育内容の質的向上策について

(1) 養護教諭の複数配置

(2) 職員定数の確保(重点)

(1) 教職員課

※ 本年8月27日の中央教育審議会答申では、児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化することを踏まえ、養護教諭の複数配置基準の引き下げの検討の必要性について述べられており、文部科学省においても、今後検討を進めていくこととされている。

※ 県教育委員会としては、こうした国の検討状況を注視するとともに、引き続き国の定数の標準を定める法律などを踏まえた養護教諭の配置に努めていきたい。

(2) 教職員課

※ 高等学校の職員定数は、全日制・定時制などの課程ごとに、学級数や生徒数、設置された学科の区分などに応じて措置することが基本となる。

※ 今後とも、きめ細かな指導・支援が行えるよう、各学校の実情等を考慮した教員の配置に努めていく。

5 人権教育及び生涯学習の推進について

(1) 発達障がい生徒への支援充実

(1) 教職員課

※ 高等学校における発達障がいに関連する国の定数としては、通級指導に関する加配定数がある。

※ この国の加配定数なども活用しながら、各学校における実情等を踏まえ、特別な支援が必要な生徒への対応に係る教員の配置に努めていく。

* 以上、陳情についての回答概要を報告いたしました。

陳情に対する回答の後に、高P連役員から、空調設備(体育館)の整備について、スクールバス以外の補助手段について、外部指導者の拡大について等広範囲に渡って質問や意見が出され、教育庁教育監をはじめ、各課の皆さんから、誠実な回答をいただき、充実した意見交換を行うことができました。

以上が令和6年10月の陳情対談会の概要です。ご多忙の中、県教育委員会各課のご出席を頂き、本PTA連合会の陳情に対し、誠実な対応、回答を頂きましたことに、感謝申し上げますとともに、今後とも本会との連携、ご支援、ご協力をお願いいたしまして閉会となりました。

発 行 : 福岡県公立高等学校PTA連合会
住 所 : 福岡市博多区千代1丁目2番4号 福岡生活衛生食品会館 3F
電 話 : 092-641-8747 FAX : 092-641-8948

*その他高P連へのご意見、ご要望がございましたら、メール(kou-p-ren-fukuoka@io.ocn.ne.jp)
でお願いいたします。